入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（昭和 55 年条約第 14 号）、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、国有林野事業特別会計経理規程（昭和 44 年農林省訓令第 34 号）、競争参加者選定事務取扱要領（平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通達）、本件調達に係る入札公告、入札公示及び指名の通知（以下、「入札公告等」という。）のほか、国有林野事業特別会計が発注する調達契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

入札公告等のとおり。

2　入札参加者に必要な資格

入札参加者に必要な資格は次のとおり。

ア　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下、「予決令」という。）第 70 条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ　予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ　全省庁統一の競争参加資格審査において入札公告等に指定する等級に格付けされた者であること。

エ　「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

オ　法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

カ　入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

キ　入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

ク　入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

ケ　入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

コ　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　入札及び開札

（1）　入札参加者は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。契約担当官等において呈示する。以下同様。）の契約書案、添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（2）　入札参加者は、国有林野事業特別会計が定めた入札書を直接に又は郵便（書留郵便に

限る。）により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

（３）　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
　　また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（４）　入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。

（５）　入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。

（６）　代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名し押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

（７）　入札参加者はまたはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

（８）　入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（９）　入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(10)　契約担当官等は、入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(11)　入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

(12)　入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

(13)　入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当官等が入札参加者から資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

(14)　入札公告等により一般競争又は指名競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること、又は指名されることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(15)　開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。

(16)　開札は、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(17)　入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下、「入札関係職員」という。）及び（16）の立会い職員以外の者は入場することができない。

(18)　入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(19)　入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に農林水産省競争参加資格（全省統一資格）の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
　　なお、「資格審査結果通知書」の写を提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。

(20)　入札参加者又はその代理人は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場

合のほか、入札場を退場することができない。

(21)　入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(22)　入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(23)　開札をした場合において、入札者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、入札者及びその代理人のすべてが立会いをしている場合にあっては引続き、その他の場合にあっては契約担当官等が定める日時において入札する。

(24)　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

4　入札の辞退

（1）　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

（2）　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ア　入札執行前にあっては、別紙様式の入札辞退届（別紙様式第１号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

（3）　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

5　入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

ア　一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

イ　指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書

ウ　入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、入札者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における入札者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書

エ　委任状を持参しない代理人のした入札書

オ　請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書

カ　入札金額の記載が不明確な入札書

キ　入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書

ク　入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書

ケ　入札公告等において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書

コ　入札保証金（その納付に代え予決令第７８条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。

サ　国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

シ　コ、サの入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所

に到達しなかったとき。

ス　暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

セ　その他入札に関する条件に違反した入札書

6　落札者の決定

（１）　有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

（２）　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３）　（２）の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

（４）　契約担当官等は、予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行うものとし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、「低入札価格調査」に協力すべきものとする。

（５）　落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の１００分の１０５に相当する金額）の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

7　契約書の作成

（１）　競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（７日を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。

（２）　契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

（３）　（２）の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

（４）　契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

（５）　契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

8　契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

9　入札参加者に求められる義務

（1）　入札参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

（2）　入札参加者は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、開札日の前日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

10　その他必要な事項

（1）　契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。

（2）　入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

（3）　本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。

別紙様式第１号

入　札　辞　退　届

１．発注工事（業務）名

上記について、都合により入札を辞退します。

平成　　年　　月　　日

住　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

分任支出負担行為担当官

◇◇◇◇森林管理署長

○○　○○　　殿

入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

1　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4　入札書は所定の用紙（別紙様式第１号）を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。

5　入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札参加者が消費税に係課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札参加者が見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

　なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。

6　入札参加者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。

7　本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。

8　所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。

9　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第２号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10　次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

ア　入札参加資格のない者のした入札

イ　入札金額・入札参加者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。

ウ　入札書に入札参加者の署名又は記名押印のないもの。

エ　入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。

オ　入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。

カ　郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

キ　入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）

ク　暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第２号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

ケ　その他入札条件に違反した入札書。

11　一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。

12　開札前に入札参加者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

13　開札は入札参加者の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。

14　開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。

15　予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次によります。

（１）予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の決定を保留することがあります。

（２）　前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければなりません。なお、調査の結果により、最低額の入札参加者であっても落札者とならない場合もあります。

（３）　第１項により、落札決定を保留している期間中、入札参加者は入札を撤回することができません。

（４）　第１項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札参加者に通知します。

16　落札となるべく同価格の入札をした者が２人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

　なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

17　契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。

18　落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の１００分の１０５に相当する金額）の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収します。

19　入札参加者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。

20　入札参加者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

21　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

22　入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。

23　指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。

24　このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙様式第１号

入　札　書

物件の名称　　神楽３条５丁目団地（C棟）　給湯器設置業務

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。
※金額の頭に￥を記入すること。

上記金額で入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長　角　秀敏　殿

住　所

会社名

代表者氏名

代理人　　　　　　　　　　　　　印

別紙様式第２号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

神楽３条５丁目団地（Ｃ棟）給湯器設置業務　　契約書　（案）

１．業　務　名　　「神楽３条５丁目団地（Ｃ棟）　給湯器設置業務」

２．業務場所　　旭川市神楽３条５丁目２－７
　　　　　　　　　　神楽３条５丁目団地　Ｃ棟

３．履行期間　　自　　平成２５年　２月　　日（　）
　　　　　　　　至　　平成２５年　３月　８日（金）

４．請負代金額　　金　　　　　　　　　　円
　　　　　　　（　うち消費税及び地方消費税額　金　　　　　円　）

５．契約保証金　　免除

６．特約条項等　　別紙１「談合等の不正行為に関する特約条項」及び
　　　　　　　　　別紙２「暴力団排除に関する特約条項」のとおり
　　　　　　　　　別紙３「特記事項」

上記の契約について、　発注者　分任支出負担行為担当官　上川中部森林管理署長
角　秀敏（以下、「甲」という。）　と　請負者
（以下、「乙」という。）とは、次の条件により契約を締結する。
なお、その成立の証として、本書２通を作成し、双方記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成２５年　２月　　日

（甲）　発注者　　旭川市神楽３条４丁目3番25号
　　　　　　　　　分任支出負担行為担当官
　　　　　　　　　上川中部森林管理署長　　角　　秀敏

（乙）　請負者

　　　　代理人

契　約　条　件

（総　　則）

第１条　請負者は発注者又は発注者の命じた職員の指示により、頭書の期限内に、契約を履行しなければならない。発注者は、これに対し、契約金額を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　請負者は，この契約に属する権利若しくは義務を、発注者の承認を得ないで、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（発注者の指示）

第３条　請負者はこの契約を履行するについて、契約上必要な慣行に属する事項又は、この契約に関して疑義を生じた場合は、発注者の指示に従うものとする。

（物件の納入検査）

第４条　請負者は契約の履行を完了したときは、直ちにその旨を発注者に通知し、品質・規格・数量等に関し、発注者又は発注者の命じた職員の検査を受けるものとする。

２　前項の検査は、発注者が請負者より第１項の通知を受けた日から１０日以内に請負者の立会のうえ行うものとする。この場合において請負者が立会わないときは、請負者の立会のないまま検査を行うことがあっても、請負者は検査の結果に対し、異議を申立てることができないものとする。

３　検査に合格したときをもって、請負者から発注者に物件の引渡しが完了し、所有権が移転したものとする。

（検査不合格の場合）

第５条　請負者は前条の検査の結果、不合格のものがあったときは、履行期限内又は、発注者の指定した期限内に補修し、前条の検査を受けるものとする。

（天災その他不可抗力による場合）

第６条　請負者は天災その他不可抗力により、履行を完了することができないときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、発注者に履行期限の延長を請求することができるものとする。

２　発注者は前項の場合において、その理由が正当と認めたときは履行期限を延長し、その旨を書面により請負者に通知するものとする。

（請負者の履行延長等による違約金）

第７条　発注者は請負者の責に帰する理由により、物件の全部、又は一部について期限内に履行することができない場合において、期限後に履行する見込みがあると認めたときは、発注者は履行期限を延長することができる。

２　前項による遅延違約金は、未納物件に対して、納入期限の翌日から起算して、納入の日までの遅延日数に応じ、年率５．０％の割合で計算した金額とする。

３　第５条の規定により、物件を代品と引換え、又は補修の上納入した場合において、同条の規定による発注者の指定した期限内であっても、頭書に規定する納入期限を越えたときは、前項の規定に準じて遅延金を徴収するのもとする。

（危険負担）

第８条　契約を履行するまでの間に生じた一切の損害は、請負者の負担とする。

（瑕疵負担）

第９条　発注者に引渡が完了した物件に、隠れた瑕疵があり、又はこれによって生じた損耗、毀損については、物件の所有権が発注者に移転した後１年間は発注者の指示に従い代金と引換え、又はその補修等に要する費用を負担するものとする。

（契約代金の支払）

第10条　契約代金は第４条の規定により、物品の全部の所有権が発注者に移転した後、発注者は請負者の適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に請負者に口座振込により支払うものとする。

２　発注者が前項で定めた支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者の期限の翌日から起算して支払当日までの日数に応じ、契約代金に対して、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）」第８条の規定による遅延利息を請負者に口座振込により支払うものとする。

３　発注者が第１項の期限までに支払をしないことが、天災その他やむを得ない事由による場合は、その事由の継続する期間は前項の遅延日数に算入しないものとする。

（検査の遅延）

第11条　発注者が第４条に規定する期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前条第１項の支払期限の日数から差し引くものとし、又この遅延期間の日数が、支払期限の日数を超える場合は、その超える日数に応じ、前条の規定に準じ遅延利息を請負者に支払うものとする。

２　前条第３項の規定は前項の場合に準ずる。

（契約の解除）

第12条　次の各号の何れかに該当する場合は、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合は違約金として、契約金額の１００分の１０に相当する金額を発注者に口座振込により支払わなければならない。

（１）契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

（２）この契約に関し、不正行為をしたと発注者が認めたとき。

（３）天災その他不可抗力以外の理由により、契約の解除を申し出たとき。

（債権債務の相殺）

第13条　発注者はこの契約により、請負者より発注者に支払うべき債務が生じたときは、契約代金と相殺することができる。もし請負者の支払うべき金額が発注者の支払うべき金額より超過するときは、請負者はその不足額について、発注者の指示するところにより、これを納入しなければならない。

（紛争の解決）

第14条　この契約について紛争が生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

２　第三者については、発注者・請負者の協議により選定するものとする。

（契約外事項）

第15条　この契約書に定めていない事項については、必要に応じ、発注者・請負者の協議のうえ定めるものとする。

別紙１

談合等の不正行為に関する特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第１条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、予定総額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第６６条第４項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第６６条第４項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の予定総額の１００分の１０に相当する額のほか、予定総額の１００分の５に相

当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

（２）前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙２

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙３

特　記　事　項

１．　給湯器設置対象宿舎は、別紙「内訳書」のとおりとする。
　　　ただし、入居者等の都合により、設置対象宿舎を変更する場合がある。

２．　設置する給湯器は、下記の機能等を有する機種とすること。
　①　大気汚染を軽減する「低ＮＯｘバーナー」搭載
　②　エコ運転機能　（給湯時の出頭量制御機能）
　③　省電力モード機能
　④　自動配管クリーン機能　（排水時の自動配管内洗浄機能）
　⑤　追い焚き機能
　⑥　足し湯・足し水機能　（湯量・水量の設定変更機能）
　⑦　沸き上がり予約機能
　⑧　オートストップ機能　（お湯張りの自動ストップ設定）

３．　新たな給湯器の設置に伴い、不必要となる古い給湯器については、請負者の負担により処分（廃棄）することとする。

４．　給湯器設置後には、使用者（入居者）に対して、取扱説明及び使用上の注意事項を簡潔に説明することとする。
　　（各戸に「取扱説明書」を備え付けること。）

上川中部森林管理署　　入札事務担当者　あて

FAX 0166-61-0690

会社名：

担当者：

TEL：

FAX：

給湯器設置業務の入札に係る同等品の確認等について

（例）

物件番号	No.	品名	例示品（品質・規格等）	問い合わせ事項（同等品申請）	署等の判	判定	連絡事項
		ガス給湯器	ノーリツ社製　GT-1651SAWX-FFA	▲▲▲社製　〇〇－◇◇◇◇ 具体的仕様を記載 （仕様等は別紙カタログのとおり）	〇	〇	同等品として認める。
		ガス給湯器	ノーリツ社製　GT-1651SAWX-FFA				

神楽３条５丁目団地（C棟）
給湯器設置業務

内訳書

履行場所:旭川市神楽3条5丁目2－7

北海道森林管理局
上川中部森林管理署

神楽３条５丁目団地（C棟）　給湯器設置業務　内訳書

工　種　種　別	規格	数 量	単 位	単 価	金　額	摘　要
１台（戸）当たり						
ガス給湯器	ノーリツ GT-1651SAWX-FFA 同等品	1	台			
排気接続工事		1	式			
給水・給湯接続工事		1	式			
マルチリモコン	ＲＣ－Ｂ００１ 同等品	1	ｾｯﾄ			
リモコン取り付け費		2	箇所			
追い焚き配管接続工事		1	式			
本体取替及び ガス接続工事		1	式			
諸経費		1	式			
設置対象宿舎 （戸数）	C-103　C-105 C-106　C-202 C-206　C-301 C-401　C-402 C-403　C-405	10	戸			